

# 通知預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1. 商品名（愛称）	通知預金
2. 販売対象	・ 法人、個人
3. 期間	・ 特に期間の定めはありません ただし、預入後最低 7 日間は据置期間が必要です。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 1 万円以上 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 随時解約（払戻し）できます。 ただし、解約する日の 2 日前迄にご通知ください。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・ 1 年を 365 日とする日割計算 付利単位を 1,000 円として利息を計算します。
7. 税金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます） ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱い	・ 据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボード、当金庫のホームページをご覧ください どうか、または窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争 解決措置	・ 「苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。 <a href="https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/">https://www.shinkin.co.jp/obishin/policy/complaint/</a>
13. その他参考となる事項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）

◎ くわしくは窓口にお問い合わせください。